

## よくある質問と回答について

Q. 認定基準を満たしているかどうか、はっきりしない場合はどうしたらいいですか？

A. 申請書中の同意書欄に記入があれば、教育委員会で基準を満たしているかどうかを確認しますので、申請書の提出をお願いします。

Q. 昨年度、申請をして認定されました。今年は申請しなくても対象になりますか？

A. 昨年度に認定になった方も、年度ごとに申請が必要になります。

Q. 市・道民税の金額が 77,100 円を超えている場合は申請書を提出しなくてよいですか？

A. 市・道民税が 77,100 円を超えていても該当する場合がありますので、以下の例を参考にしてください。

例：市・道民税の金額が「98,500 円」の場合

	市民税	道民税
所得割額	55,000	38,500
均等割額	3,500	1,500

(この部分のみが審査の対象となります。)

Q. 就学援助を受けていますが申請書を提出する必要はありますか？

A. 就学援助を受けている世帯は給食費助成制度の対象外になりますので、申請書の提出は必要ありません。(裏面のフローチャートを参考にしてください。)  
ただし、なんらかの理由で就学援助の認定期間が終了した場合は、学校給食費特別助成を受けられる可能性がありますので申請書の提出をお願いします。